

厚沢部町森林整備計画

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

厚沢部町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林整備に関する基本的な事項	1
II	森林整備の方法に関する事項	4
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
第 2	造林に関する事項	7
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育に標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	1 2
第 4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	1 4
第 5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	1 7
第 6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	1 9
第 7	森林施業の共同化の促進に関する事項	2 0
第 8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	2 0
III	森林の保護に関する事項	2 2
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	2 4
V	その他森林の整備のために必要な事項	2 5

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、檜山振興局管内南部に位置し、対馬海流の影響を受ける北海道としては比較的温暖な日本海側気候に属し、スギ人工林の経済林としての北限地帯に位置しています。

乙部岳・八幡岳の隆起地塊に囲まれた、館盆地を中心とした丘陵性の地形に、農耕地と森林が配置されている美しい農村風景が形成されています。

メークインの里としての豊かな農業、魚類に恵まれた清流、ブナ・ヒノキアスナロ（ヒバ）の森林資源に恵まれて古くから盛んな木材産業、これらを一体とした木材資源と公益的機能の増大を目指す計画的な森林整備及び保全を図ってきました。

本町の総面積は46,042haであり、森林面積は37,637haで、総面積の81%を占めています。民有林面積は7,579haでそのうちスギ、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林面積は3,773haであり人工林率は50%となっています。年齢構成では35年生以下の若い人工林は1,316haと人工林面積の34%を占めており、今後、保育・間伐を適正に実施し健全な森林の育成を図ることが重要です。

天然林については、ブナを主とする二次林とミズナラ、イタヤカエデを主とする二次林が多くを占めますが、これらには積極的に天然生林施業を導入するとともに、残り少ない現存の壮齢のブナの保存に努めて広葉樹資源の増大を図ることにより、地域の環境に調和した森林の造成に努めます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化にも考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進することとします。

このため、森林の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化の機能の維持を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に設置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等

に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
・水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を促進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復、並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
・山地災害防止機能/土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するため、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林へ誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
・快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境の保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

・保健・レクリエーション機能 ・文化機能 ・生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝や天然記念物等と一体的となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保全等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、史跡、名勝や天然記念物など一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生の生物・生育に適した森林や周辺から土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	森林の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るように努めることとします。

イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全にあたっては、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目するものとし、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案し、次の３つの施業方法により森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導することとします。

ア 育成単層林施業

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業方法。

人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林を対象とします。

イ 育成複層林施業

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業方法。

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象とします。

ウ 天然生林施業

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業方法。

ササ等の繁茂が少なく天然力による確実な更新が図られる森林及び国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等の制限のある森林を対象とします。

３ 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有者形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合及び森林管理署等の林業関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化の推進にあたっては、林業関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需要の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

また、今後主伐期を迎える林分が多く、搬出間伐を推進するためにも、路網整備の推進、高性能林業機械の導入等を図り、素材生産のコスト低減に努めることとします。

Ⅱ 森林の整備の方法に関する事項

第１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

Ⅰの２の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採するものとします。

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

（ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、的確に更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則20haを超えないよう伐採面積の縮小及び伐採箇所分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

（イ）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）となるよう努めることとします。

なお、択伐にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

イ 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要を集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢以上としますが、標準伐期齢以上を目安として選定するよう促すこととします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然状況により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

エ 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、立木の標準伐期齢は標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案し次表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

【樹種別標準伐期齢】

樹 種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	スギ	50
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

※保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

3 その他必要な事項

（１）適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

（２）林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害など各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、１箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて所要の保護樹林帯を設置するよう努めるものとします。

（３）次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

a 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

c 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

（４）伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷を出来る限り減らす作業に努めることとします。

（５）集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

（６）伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設す

るなど、浸食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・排出を冬期間で行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

(7) ブナやヒノキアスナロ（ヒバ）など温帯性の樹木が形成する特色ある森林景観や、クマゲラなどの野生生物の生息・生育環境の保存に配慮することとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

1 の2の森林整備及び保全の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、造林を実施するものとします。

また、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランのもとで人工造林を検討するものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

(ア) 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、造林種苗の需給動向、木材需給及び花粉発生源対策等を勘案し、選定するものとします。

(イ) 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、当町は地域特有の樹木であるブナやヒノキアスナロ（ヒバ）など自生している地域であり、郷土樹種の保存する観点から、造林樹種として考慮するものとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化による有機物の供給など期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽を考慮するものとします。

(ウ) 育成複層林に誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

【人工造林の対象樹種】

樹 種 名	備 考
スギ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、アカエゾマツ、ヒバ類、グイマツ、ブナ、カンバ類、ドロノキ、ミズナラ、ケヤキ、ハンノキ、ヤチダモ、カツラ、その他郷土樹種	
ツツジ科、バラ科、カエデ科、ヒノキ科、その他郷土樹種	6-300~6-342

※なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、造林の標準的な方法に関する指針を示します。

(ア) 育成単層林を導入または維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的と

した無立木地への植栽を積極的に行うものとします。

b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

c 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈又は筋刈により行うものとします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

d 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うものとします。

e 植栽本数は次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

f 植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ F 1 等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲の樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

g 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めるものとします。なお、コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)の(ア)dの時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

【植栽本数】

単位：本/ha

仕立ての方法	樹種					
	カラマツ	トドマツ	スギ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	3,000	2,500	2,500	4,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,500	2,000	2,000	3,000
疎仕立て	1,500	1,500	2,000	1,500	1,500	2,000

注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含みます。

注2) 防災林的な造林の場合には植栽本数を増やすこととします。

注3) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当者等と相談のうえ、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

【植栽時期】

植栽時期	樹種	植栽期間
春 期	スギ、トドマツ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、	6月末まで

	アカエゾマツ、その他	
秋 期	スギ、トドマツ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、 アカエゾマツ、その他	9月中旬から11月中旬まで

（イ）育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【育成複層林の導入に伴う植栽本数の例】

厚沢部町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽する

↓

厚沢部町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本/haであることから、『2,000本/ha×30%=600本/ha』となり、カラマツはおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林又は天然更新補助作業を行い更新を図るものとします。

なお、天然更新による場合は2の（3）によるものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

（1）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではナラ類等とし、天然下種更新ではカンバ類等とします。以上を踏まえ、天然更新の対象樹種を次のとおりとします。

【天然更新の対象樹種】

樹 種 名	備考
カエデ類、ナラ類、カンバ類、シナノキ、ブナ、ヒノキ類	

（2）天然更新の標準的な方法

（ア）天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が幼齡林（注3）では成立本数が立木度（注4）3以上、幼齡林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込まれる伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は

植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数（注6）は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付森林第111号、森林計画課長通知）によるものとします。

注1）高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

注2）稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

注3）幼齡林とは、伐採後おおむね15年未満の森林をいいます。

注4）立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたものです。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付森林第111号、森林計画課長通知）によるものとします。

（立木度＝現在の林分の本数／当該林分の期待成立本数×10）

注5）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

注6）期待成立本数

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300 本/ha
上層（その他の針葉樹）	600 本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齡）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

（イ）天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植生により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植え込み等を行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐にかかわらず、原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

a 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

b 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できないほか、早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの森林について指定します。指定する森林の区域は別表3のとおりです。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域に含めないものとする。

- a 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- b 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- c 公益的機能別施業森林の区域で、施業方法を特定している森林
- d 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- e ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林
- f 森林計画に基づく施業方針で、天然林化、針広混交林化を目指す森林
- g 気象害等により針広混交林化した森林

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号、森林

計画課長通知)に記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組みを通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施するものとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適性な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹 種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの交配 種を含む) (一般材)	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:450本/ha	25	35	50			選木方法:定性及び列状 間伐率:20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:10年 標準伐期齢以上:15年
トドマツ (一般材)	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	17	24	30	38		選木方法:定性及び列状 間伐率:20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:7年
スギ (一般材)	植栽本数:2,500本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:600本/ha	22	32	42	57		選木方法:定性及び列状 間伐率:20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:11年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	19	28	37	46	55	選木方法:定性及び列状 間伐率:20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:9年

注1)「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐」の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き((地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考にしています。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意することとします。

ウ 保育コストの低減を図る、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

次のとおり、保育の標準的な方法を示すこととし、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等に

については、次表のとおりとします。

なお、保育コストの低減を図るため、低密度植栽により造成した森林については、樹冠の閉鎖状況や枝の枯れ上がり状況を勘案して、植栽木を披圧しない程度に導入した広葉樹を残し、除伐や枝打ちを行うものとします。

(1) 下刈り

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。

(3) つる切り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

【主要樹種ごとの標準的な保育の時期】

樹 種	植 栽	年 時 期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春																					
	秋																	△				
トドマツ	春																					
	秋												△									
スギ	春																					
	秋												△						△			
アカエゾマツ	春																					
	秋														△							

注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

注2)  : 下刈り実施時期 △ : つる切り・除伐

注3) 下刈りは、現地の状況に応じて省略や隔年での実施、早期の終了を図るとともに、年2回の下刈りは植栽木と下層植生の競合状態等を把握した上で、必要な場合のみ実施する。

3 その他間伐及び保育の基準

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、適切な間伐を推進するものとします。また、木材等の資源の効率的な利用を考慮し、大径材の生産を目的とした長伐期施業を導入する林分については、高齢級においても間伐を実施するものとします。

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある箇所については、次の事項に留意し森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- ①間伐や枝払い等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- ②間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。

4 その他必要な事項

- (1) 木材等生産林においては、森林の健全を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。
特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、水道取水施設上流域の森林、その他水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

- (2) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

- ①森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他生活環境保全機能の評価区分が高い森林など、快適環境形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

- ③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持造林を図る森林（保

健・文化機能等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保護・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については、別表２のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について別表１のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安とします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	60年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	30cm
スギ	70年	密仕立て	36cm
アカエゾマツ	70年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

地域森林計画に基づき、北海道の特性に応じた森林の整備・管理をすすめるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、皆伐の1伐区当たりの伐採面積の更なる縮小に努めることとし、森林経営計画の実施基準のうち町が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林として、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定める。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出の実施時期や搬出方法に留意するとともに、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出の実施時期や搬出方法に留意するとともに、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム等

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次表を目安とします。

単位 路網密度:m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地(30°～)	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

- 注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集材、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。
- 2「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。
- 3「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない場所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムの内容については、次表を目安として、効率的な作業システムの実現に向けて現場の作業条件等に応じた適切な方法を選択することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
			プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
中傾斜地	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※（ ）は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

イ 路網整備等推進区域の設定

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
清水地域 (101 林班)	57.42ha			1	林業専用道 規格相当

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

①基幹路網の作設にかかる留意点

通行の安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号水産林務部長通知）に則り開設します。

②基幹路網の整備計画

開設 / 拡張	種類	区分	位置 (字・林班等)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道			目名川	1			①	
開設	自動車道			富里	1			②	
開設	自動車道			丸山	1			③	
開設計					3				
拡張	自動車道（改良）			清和	1			④	法面保全
拡張	自動車道（改良）			清和	0.1 1		○	④	橋りょう

									改良
拡張	自動車道（改良）			上 里	1			⑤	法面保全
拡張計					0.1 3				

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

イ 細部路網の整備に関する事項

①細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林施作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号水産林務部長通知）に則ります。

（3）基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、町及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町の民有林における1ha未満の人工林面積は全人工林の34%を占めており、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。

このため、厚沢部町森林組合による森林経営の受託等の促進により、森林経営の規模拡大に努めます。

2 森林の施業又は経営の受委託による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等へ働きかけ、意欲のある森林所有者や森林組合へ施業集約化に向けた長期の施業の受委託を進めるとともに、森林経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合等と委託者である森林所有者が森林経営委託契約を締結することとします。

なお、森林経営委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）に自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の

実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

森林が小流域単位で共同施業が可能な地域は町及び森林組合等で森林所有者に共同化の有利性を普及し、森林施業を共同で行うため森林所有者の合意形成に努めることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等の内容とする施業実施協定について締結の促進を図ります。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規的林業就業者、専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械などの高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、林業への新規参入や就労の長期化を促進し、人材の育成とともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むことに努めます。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保の方策

① 林業労働者の育成・確保

森林作業の就労の長期化、安定化を促進するとともに、共済制度加入の社会保障充実の支援に努めます。

また、限られた労働力で必要な作業を進めていくうえで、林業労働者の資質の向上が不可欠であることから、各種の技能研修を支援し、労働安全衛生意識の啓発と普及を促進し後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援に努めます。

② 林業後継者等の育成

森林、林業に対する理解と重要性を啓発し、地域における森林、林業の役割と地域産業の関わりについて、林家及び林業後継者等に喚起して林業経営の向上を図ることとします。

③ 林業事業体の経営体質強化の方策

林業事業体作業員の充実を図るために、施業の受委託の計画的な実施、共同受託体制の整備により就労期間の拡大を図り、労働災害の防止、労働条件と就労の長期化等の改善を積極的に進め、若年労働者の雇用促進の支援に努めます。

④ 北海道林業事業体登録制度による事業体の育成

北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林

業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようになるとともに、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組み、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備及び森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーと林内作業車による作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械を導入による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー 小型ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー プロセッサ
集 材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 小型集材機 タワーヤーダ
造林・保育等	地植え・下刈	チェーンソー 刈払い機	チェーンソー 刈払い機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当町の林産業は、木材加工工場が7工場あり、そのうち製材工場が6工場、ペレット工場が1工場あり、地域産業の大きな担い手となっています。

今後の間伐材の増加に対応できるよう、木材の高度利用の観点から低質材、間伐材の加工生産を行っていく体制を既存の木材加工工場に整備を求めるとともに、チップやペレット等の木質バイオマスの利用を推進し、地元産出材の利用・付加価値を高めるためにも、国、道と連携して施設の整備に努めることとします。

また、北海道の森林から産出され、道内で加工された木材の利用の促進を図るため、厚沢部町地域材利用推進方針に基づき、積極的に公共建築物の木造化を図り地域材の利用を促進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

木材流通の合理化については、森林組合、林産組合などと関係者が一体となって進め、特に小規模林地からの出材にも対応できるよう努めることとします。

特用林産物のうち本町の特産品のひとつであるシイタケ、マイタケについては、美和地区において生産が積極的に行われています。今後については、経営合理化及び品質の向上を図り、販路の拡大に努め生産振興を図ることとします。

【林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）			将来			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	鶉町	18,000	1	計画なし			
製材工場	鶉町	13,000	2	計画なし			
製材工場	鶉町	20	3	計画なし			
製材工場	館町	3,000	4	計画なし			
製材工場	新町	3,000	5	計画なし			
製材工場	新町	1,930	6	計画なし			
ペレット工場	新町	900	7	計画なし			
合計		40,000					

4 木材産業の体質強化

新しい需要分野の開拓を進めるとともに、消費者ニーズを適確に把握し、それらに対応した加工技術や高度利用技術の開発など、木材加工の高度化を促進することとし、地域材を利用した新製品・新デザイン・新技術の開発を促進します。

また、木材産業が輸入材製品や非木質系資材に対抗した競争力を持つために、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、木材産業の合理化と加工コストの低減を図り、価格競争力を高める必要があります。このため、地域の人工林材などを加工する施設におけるコストの低減を図ると共に地域材の需要拡大を推進します。

今後、木材産業の経営基盤を一層高めるため、川上から川下までの更なる連携の強化や、経営の改善・合理化を進めるとともに、必要に応じて他業種との機能分担を強めるなどの協業化を推進します。

5 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、地域の需要動向等を踏まえ、林地未利用材の収集を推進する必要がある場合は、地域関係者が連携して需給情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、安定的な供給に努めることとします。

6 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことから、定住根拠となる住宅、取付道路、上下水道等の社会資本整備等、生活環境の整備を推進することとします。

森林の総合利用の推進として、土橋自然観察教育林、太鼓山周辺の森林は、森林とのふれあいの場として利用が期待できることから、景観の維持の向上のため林間広場、遊歩道等の適切な管理を進めることとします。

III 森林の保護に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

（１）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第

180 号林野庁長官通知」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表 4 のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

(3) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 項に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 森林病虫害の駆除及び予防

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

林病虫害等による被害については、被害の早期発見及び早期防除に努めることが基本であることから、現在の被害状況、害虫の種類、生態、過去の発生状況、枯損被害の可能性等を

調査するとともに、被害の程度によっては、薬剤の散布や被害木の早期伐倒・搬出するなど、適切な方法により被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒・搬出する必要がある場合には、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、厚沢部町では確認されていませんが、渡島檜山地域森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、厚沢部町や道振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとします。

①渡島檜山計画区内の市町村（松前町、福島町、知内町、木古内町、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町、奥尻町、今金町）

森林の区域	備考
厚沢部町内全域	カシノナガキクイムシ被害対策のための伐採に適用

4 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、厚沢部町山火事予防対策協議会を設置し、林業関係者等に林野火災の予防の啓発を図ることとします。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、厚沢部町火入れに関する条例を遵守し実施することとします。

6 その他必要な事項

気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

森林の巡視にあたっては、森林レクリエーションのための利活用者が多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健・文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の状況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在からみて、適切な配慮となるよう次の区域を設定するものとします。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
位 置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
上 里	88-101~148	128.68	64.80	63.88	0.00	0.00	
緑町・富栄	6-300~342	87.11	11.63	75.48	0.00	0.00	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林の方法	育成単層林については天然力を活用した更新を促すとともに、針広混交林の育成複層林又は天然生林に誘導し、育成複層林については、必要に応じて天然力の活用により天然生林へ誘導を図るものとします。なお、植栽による更新が必要と判断された場合は、景観を維持向上するカエデ類やブナなどの郷土種を中心とした広葉樹を育成し出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとします。
保育の方法	景観の向上に資するように必要に応じてササの刈払い等を行うものとします。
伐採の方法	主伐方法は択伐とします。

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避により森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹の育成のための施業等を推進することとします。

ただし、原始的又は自然性の高い森林であることから、貴重な森林生態系の維持を遵守することとします。

3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の設備を行うこととします。

施 設 の 整 備
林間広場、遊歩道及びこれに類する施設

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限するとき使用する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めます。

樹 種	期待平均樹高	備 考
カラマツ	18m	
トドマツ	25m	
その他	22m	

※既に標準伐期齢に達している森林にあつてはその樹高とします。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、交通の安全等に留意するものとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関すること

森林所有者が森林経営計画を作成し、計画の基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7

- の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
(4) Ⅲの森林病虫害の駆除又は防除その他森林の保護に関する事項

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

厚沢部町地域材利用推進指針に基づく建築材料及び建築材料以外の木製品等の地域材の利用や、間伐等で発生する林地残材等で生産される木質ペレットの利用を促進するとともに木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を推進し、森林資源を活用した地域活性化を図ることとします。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

土橋自然観察教育林、太鼓山周辺の森林については、森林とのふれあいの場として利用が期待されることから、景観の維持向上を図るため、林間広場、遊歩道等の適切な管理を進めることとします。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

土橋自然観察教育林について、希少な野生生物の生息・生育地となっており、住民の注目度が高いことから住民参加による遊歩道の管理や森林整備を推進し、森林の多面的機能について学ぶことができるフィールドとして活用することとします。

5 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から記を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組である「木育」を進めることとします。

6 「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた檜山地域の独自の取組について

檜山地域では、「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献する森林づくりを推進するため自治体・民間事業者・団体等で構成された「ひやまゼロカーボンネットワーク」と情報共有を図りながら、地域の脱炭素化に向け気運の醸成を図るとともに、伐採後の着実な造林や間伐等を推進し、森林吸収量の減少を抑制または増加に転じさせます。

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

①保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定

により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定無し（皆伐を含む）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林、その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については20ha以下とします。
- b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
- c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えないものとします。

(ウ) 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採をしようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

(ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

(イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。

(ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

エ 間伐の方法及び限度

(ア) 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

(イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

(ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行うものとします。

(イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとします。

②自然公園特別地域内における森林

立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては、自然公園法13条又は第14条の規定による許可が、道立自然公園にあつては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

表1 特別地域内における制限

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とします。
第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 ① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

③砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意するものとします。

④鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いは次のとおりとします。

a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。

b その他の森林にあつては伐採種を定めないとします。

- c 地域森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齡に相当する数で除して得た面積の5倍とします。
 - d 保護施設を設けた樹木及び鳥獸の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とします。

⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

⑥ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

《その他の制限林における法令等》

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条
特別母樹又は特別母樹林に係る森林	林業種苗法第7条
道自然環境保全地域特別地区内の森林	北海道自然環境等保全条例第17条

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、道等の指導機関、森林組合との連携を密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、道等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。